

非常変災時における児童の安全確保のため、 学校がとる措置等について（改）

～大阪市「非常変災時等の措置について」に基づいて～

- ① 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- ② 城東区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。
※大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づいて判断します。
大阪市HP・おおさか防災ネット・大阪市危機管理室ツイッター・LINE大阪市公式アカウントで確認ができます。
なお、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル〇相当情報）ではありません。
大阪市教育委員会「大雨による河川増水（氾濫）に係る対応について」（令和3年5月25日付）より
- ③ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- ④ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。（気象庁ホームページ参照）

- ・ 午前7時の時点で①～④のどれか一つでも当てはまれば、臨時休業になります。
- ・ 午前7時以降に①～④が解消されても、その日1日は「休業」です。
- ・ 上記の連絡については、「保護者メール配信」「放出小ホームページ」でお知らせする予定です。
- ・ 臨時休業、あるいは上記のような事態になった場合は、いきいき活動はありません。

- 登校してから下校時までに①～④が発生した時は（児童が本校で学習している場合）、下記のような措置をとります。
どうぞ、ご理解とご協力を願いいたします。

- ・ 居住地域や通学路の安全、保護者の在宅が確認された場合は、校時を変更して教職員とともに集団下校等を行います。
- ・ 安全が確認できない、または、保護者に連絡がつかない場合は、児童を学校に待機させ、「家庭環境調べ」に記入していただいた非常災害時の児童引受人に、児童の引き渡しを行います。

上記の連絡については、「保護者メール配信」「放出小ホームページ」でお知らせする予定です。

- ※ すでに登録していただいている緊急連絡電話番号が変更になった時は、すぐに学校までお知らせください。

- この文書は保存していただき、いざという時に見ることができるようにしておいてください。
なお、「大雨警報」「大雨洪水警報」のとき ⇒ 授業は平常通り行います。